

金融再生法債権額開示及び保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権であり、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金を含んだ債権です。

金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	624	357	393
危険債権	2,547	2,186	2,234
要管理債権	1,108	951	196
正常債権	32,786	32,225	32,066
合計	37,067	35,721	34,890

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、リスク管理債権の「3カ月以上延滞債権額」および「貸出条件緩和債権額」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
金融再生法上の不良債権(A)	4,280	3,495	2,824
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	624	357	393
危険債権	2,547	2,186	2,234
要管理債権	1,108	951	196
保全額(B)	3,487	2,772	2,489
貸倒引当金(C)	842	655	813
担保・保証等(D)	2,645	2,117	1,675
保全率(B)/(A) (%)	81.47	79.31	88.13
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D)) (%)	51.49	47.53	70.75

(注) 「貸倒引当金」(C)は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。